

# 三戸町地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託 仕様書

## 1 業務名称

三戸町地球温暖化対策実行計画策定支援業務

## 2 目的及び概要

本業務は、環境省の補助事業である「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、三戸町地球温暖化対策実行計画を策定支援することを目的とする。

なお、計画策定においては、当町の地域内の再生可能エネルギー導入ポテンシャルや、将来の地域のエネルギー需要量・温室効果ガス排出量の推計等を踏まえた、当町の再生可能エネルギー導入目標を設定するとともに、地域課題の解決や、地域活性化に繋がる具体的な施策及びその実現に向けた体制構築を検討しながら、調査・検討結果に基づき策定するものとし、令和5年3月に公表された地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル及び地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルを参照するものとする。

また、気候変動影響への適応策も検討し、実行計画を気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けるものとする。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年1月15日まで

## 4 業務内容

三戸町地球温暖化対策実行計画策定支援業務として、下記の業務を行い、三戸町地球温暖化対策実行計画の素案を作成するもの。

### (1) 自然的・経済的・社会的条件の整理

当町の自然的、経済的、社会的条件を踏まえ、必要な情報収集と現状分析を行う。

### (2) 環境意識調査（アンケート調査）の実施及び分析

計画を策定するにあたり、住民、事業者等を対象に、地球温暖化に対する意識・意向、取組の実践状況等を把握するために、環境意識調査を実施する。実施にあたっては、計画作成に有効な回答数を確保することを努めることとする。調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。また、調査方法に関しては、アンケートの実施と合わせて、可能な限り事業者に対する直接のヒアリングを実施すること。

### (3) 温室効果ガス排出量の現況推計

当町の特性や温室効果ガス削減対策の効果を踏まえ、温室効果ガス排出量の現況推計を行うとともに、森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量の推計を行う。

### (4) 温室効果ガス排出量の将来推計・目標設定

将来のエネルギー消費量等を踏まえた温室効果ガス排出量の将来推計を行うとともに、国の方針を踏まえた温室効果ガス排出量削減目標の検討を行う。

- (5) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル調査  
当町の特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを調査する。
- (6) 再生可能エネルギーの導入目標設定  
当町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルや将来のエネルギー消費量等を踏まえた再エネ導入目標を検討する。
- (7) 必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定  
温室効果ガス削減目標、再エネ導入目標達成のため、当町の地域特性を踏まえた施策・取組を検討し、優先して取り組むべき具体的かつ効果的な重点施策を検討する。
- (8) 進捗管理のための指標及び体制構築の検討  
目標達成状況や施策の取組状況を把握・管理するための指標及び進行管理体制の検討を行う。
- (9) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案作成  
調査・検討結果を踏まえ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画書素案及び概要版を作成する。なお、計画は事務事業編及び地域気候変動適応計画が包含された内容であるものとし、写真・イラスト・図表等を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。
- (10) 検討会議運営支援  
地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあたり当町が実施する検討会議への出席、会議資料の作成、議事要旨の作成等の支援を行う。
- (11) 業務報告書の作成  
本事業の調査・検討結果を業務報告書としてとりまとめる。
- (12) その他  
本業務の遂行にあたり、前項以外に必要な事項について、町と協議のうえ実施すること。協議に際して必要な資料や議事概要を作成すること。

## 5 特記事項

- (1) 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和5年3月）」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」などで示される考え方に基づき作成を行うこと。  
また、三戸町総合振興計画等の上位計画や、国、県の関連計画との整合性を十分に図ること。
- (2) 本業務は環境省「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の趣旨・公募要領・交付規程を厳守のうえ実施すること。
- (3) 事務事業編の策定にあたり必要となる資料等については、原則として町から提供するものとする。
- (4) 受託者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

- (5) 本業務の執行等に伴う費用は、原則として受託者の負担とする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、関係法令、規定等を遵守すること。また、その実施にあたっては、委託者と十分協議した上で行うこと。
- (7) 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、契約完了後も同様とする。
- (8) 本業務により新たに生じる著作物及び二字著作物等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、委託者に帰属することとし、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする
- (9) 受託者は、制作する成果物について第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにし、万一問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように、受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (10) 今回の事業実施において仕様書に記載のない効果的な事項等がある場合は、その差異を明記し、積極的に提案書に盛り込むこと。
- (11) 本業務の実施にあたり、この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議し、その指示に従うものとする。

## 6 成果品

- (1) 業務報告書 A4 版 2 部
- (2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 A4 版 1 部
- (3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版素案 A4 版 1 部
- (4) その他関連資料（根拠資料等） 1 部
- (5) 上記データを格納した電子データ（CD-R） 1 部